



平成 26 年 10 月 10 日

各 位

会 社 名 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小 林 武 司
(コード：2538 東証第二部)
問合せ先 執行役員 財務計画部長 杉 義 継
(電話番号 06 - 6444 - 5293)

**第三者割当による第 1 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 10 月 10 日開催の取締役会において、マコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先とする第三者割当による第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 26 年 10 月 27 日 (月)
(2)	新株予約権の総数	15,000 個
(3)	発 行 価 額	総額 6,300,000 円 (新株予約権 1 個あたり 420 円)
(4)	当該発行による 潜在株式数	15,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 1,000 株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 30 円ですが、下限行使価額においても、潜在 株式数は 15,000,000 株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額	696,300,000 円 (差引手取概算額: 691,300,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 6,300,000 円 新株予約権行使による調達額: 690,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額とな

		ります。
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 1株当たり 46円</p> <p>行使価額は、各修正日の直前の取引日の東京証券取引所における当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位を切り上げて小数第2位まで算出する。）に修正されます。ただし、かかる修正後の金額が下限行使価額（30円）を下回る場合、行使価額は下限行使価額（30円）に修正されます。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の発行要項（以下「本発行要項」といいます。）第16項第（1）号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日。）をいいます。以下同様とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。以下同様とします。</p>
(7)	募集又は割当て方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割当予定先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9)	その他	<p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、平成26年10月27日から平成28年10月26日までの2年間です。当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。</p>

（注）本発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

（1）募集の目的及び理由

当社グループは、当社と連結子会社10社及び持分法適用関連会社3社で構成され、食品類・

酒類事業及び輸入食品類・酒類販売事業等を営んでおります。具体的には、当社は、グループ管理を行っており、盛田(株)、加賀の井酒造(株)等は、醤油・調味料、清酒、漬物及び飲料等を製造・販売し、(株)アルカンは、主にヨーロッパ等からフランス料理等の食材やワイン等を輸入・販売しております。

当社グループは、平成 25 年 9 月期においては、既存顧客の深耕、新規顧客・チャネルの開拓、積極的な新商品の導入等を図り、収益力の向上に努めた結果、輸入食品類・酒類販売事業は順調に売上を伸ばしましたが、食品類・酒類事業は消費者の低価格指向の影響を受けた厳しい市場環境により苦戦を強いられ、また円安・外貨高の影響を受けた原材料価格及び輸入品仕入価格の高騰の影響により、平成 25 年 9 月期の当社の連結会計年度において、売上高は 25,273 百万円(前期比 4.0%減)、営業損失は 42 百万円(前期は 578 百万円の営業利益)、経常損失は 699 百万円(前期は 250 百万円の経常利益)となりました。さらに、特別損失で減損損失を 3,865 百万円計上したこと等により平成 25 年 9 月期の当期純損失は 5,012 百万円(前期は 693 百万円の純損失)となりました。

営業活動におけるキャッシュ・フローについては、平成 25 年 9 月期においては、109 百万円のマイナスを計上したものの、平成 26 年 9 月期第 2 四半期(自平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)の連結累計期間は 394 百万円のプラスとなっております。また、平成 26 年 9 月期第 3 四半期(自平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 26 年 6 月 30 日)の連結累計期間においては、営業体制の見直し、新規開拓の推進、新商品の導入、値上げ等を実施し収益向上を図ったものの、円安による原材料価格及び輸入品仕入価格の高騰が影響し、売上高は 19,269 百万円(前年同期比 1.0%減)、営業利益は 326 百万円(前年同期比 37.0%増)、経常利益は 68 百万円(前年同期は 306 百万円の経常損失)、四半期純利益は 2 百万円(前年同期は 526 百万円の四半期純損失)となりました。

一方、当社グループは、平成 25 年 9 月期において営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなったものの、平成 26 年 9 月期は、第 2 四半期連結累計期間においては営業活動によるキャッシュ・フローはプラスに転じ、第 3 四半期連結累計期間において営業利益、経常利益及び四半期純利益を計上するまでに業績は改善しておりますが、季節変動的な要因もあることから、平成 25 年 9 月期の当社の連結会計年度並びに平成 26 年 9 月期第 1 四半期連結累計期間及び平成 26 年 9 月期第 2 四半期連結累計期間に引き続き、平成 26 年 9 月期第 3 四半期連結累計期間においても、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

また、円安による原材料価格及び輸入品仕入価格の高騰、海外経済の下振れリスク等の不透明な状況が続いたこと、本年 4 月からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や引き上げ後の市況の回復が期待した程ではないといった消費動向の低下に加え天候不順の影響等により、当社グループの平成 26 年 9 月期の通期連結業績予想は、平成 26 年 10 月 10 日に公表した「平成 26 年 9 月期 通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、売上高 25,090 百万円、営業利益 370 百万円、経常利益 5 百万円、当期純利益 90 百万円と、業績予想を下方修正し

ております。

このような状況のなか、当社グループは、平成 25 年 9 月期からの対処すべき課題として、「選択と集中」すなわち不採算事業の見直しとコア事業への集中によるコストダウンを進め、経常的に利益を確保できる経営体制の確立を目指しております。具体的には、営業面においては、食品類・酒類事業と輸入食品類・酒類販売事業それぞれで、セグメント別に戦略・課題を設け、収益改善に向けた各施策「不採算事業の見直し」「コア事業への集中」「高付加価値製品の開発・販売」「コスト削減」を着実に実行しています。財務面においては、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在してはいるものの、当社グループの財政状態及び経営成績に関して金融機関と協議を行っており、当該金融機関からは当社の返済実績を評価頂き継続的に支援を得ておりますが、今後とも、金融機関に対する返済を着実に実行する必要があります。

また、来期（平成 27 年 9 月期）は、売上拡大のための施策「PB 商品（プライベートブランド商品）の戦略的価格販売」や「新規開拓の推進」等を掲げ収益の向上に努めるとともに、これにより見込まれる売上の増加に伴う生産コストの低減及び適正な人員配置・見直しによる人件費の削減に取り組んでまいります。一方、これらの施策の実現に関し、原材料価格の高騰が予想されるため、それに充当する資金が必要になってまいります。また、売上拡大等の効果により収益は改善することが見込まれるものの、営業キャッシュ・フローは売掛金、棚卸資産（原材料・仕掛品・製品等）の運転資本の増加を見込んでおり、来期の資金繰り上は大きく改善されない（資金繰り上、売上拡大等の効果は再来期（平成 28 年 9 月期）に現れる）と予想しており、別途、借入金返済に充当する資金が必要になってまいります。

以上を踏まえ、当社は、ステークホルダーの皆様のご支援とご期待にお応えすべく、自己資本を充実させ、財務基盤の健全化、すなわち有利子負債の更なる削減をすることによる財務体質の強化を図るとともに、資金繰り安定化のために自己資金による運転資金を確保し、収益基盤の一層の強化を図ることは喫緊の経営課題であることから、これに係る資金を調達すべく、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。

（２）行使価額修正条項付新株予約権の発行を選択した理由

本新株予約権は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本新株予約権の発行の決定に際し、他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

金融機関等からの間接金融による追加での資金調達は、更なる財務体質の悪化につながり、将来的な借入余力の減少が懸念されること。

公募増資やコミットメント型のライツオファリングといった広く出資者を募る方法については、資金調達までに証券会社による審査等が必要であるところ、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況では、当社が資金を必要とする時期において引受証券会社との合意を得ることは難しいものと考えられ、また、株主割当増資

やノンコミットメント型のライツオファリングについては、公表から新株予約権の行使による払込までに第三者割当に比べて長い期間を要することから当社が資金を必要とする時期までに調達することは難しいものと考えられること。

第三者割当においても資金調達の確実性という観点からは新株式の発行による調達が好ましいものの、当社の資金計画において平成 26 年 10 月以降から生じる資金使途に随時充当する予定であって当該資金計画にそって調達が可能であれば足りるものと判断しており、本新株予約権による調達は、本新株予約権の発行時における払込み、及び行使期間中における行使による調達を期待することが可能であると判断しているところ、権利行使による段階的に株式が発行されることが想定されており、株式の発行と比較して一時点において希薄化が生じるものではなく、権利行使に応じて希薄化が生じること。また、その結果として、新株式の発行に比べて、株価市場への影響が軽減されるものと考えられること。さらに、本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権ではあるものの、行使価額の修正により行使価額が下落した場合でも、新株予約権の行使により交付される当社株式数は変化しないものとしており、行使価額の下落に応じて交付される株式数が増加する新株予約権と比べて、希薄化に配慮した設計となっていると判断されること。

新株予約権の行使は、割当予定先の行使に係る投資判断によるため、株式に比べて調達手段としては不確実性があり、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少し、当社グループの事業計画を遂行できなく可能性が生じることとは否定しないところではある。しかしながら、本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権のため、株価が上昇した場合は資金調達額が増加することを期待することができる一方、株価が下落した場合においても、行使価額が下限行使価額（発行決議日前取引日の東京証券取引所の終値の 65% の水準）を上回っている限りにおいては、行使価額よりも時価の方が高い価格となるように設計されており、その場合には、割当予定先が本新株予約権を行使することを期待することができるものと判断できること。また、割当予定先は新株予約権の行使期間中の株式購入保証期間（下記「(3) 本資金調達手法の特徴 < 本新株予約権の主な特徴 > 株式購入保証」に記載のとおり）において、一定の条件を満たした場合、少なくとも想定価額 2 億円の行使を保証することとされており、一定の範囲においては、行使価額修正条項付新株予約権によっても資金調達が可能となる設計となっており、新株予約権による資金調達の不確実性について一定程度手当てがなされていること。

(3) 本資金調達方法の特徴

本新株予約権による資金調達方法には、以下のような特徴があります。

< 本新株予約権の主な特徴 >

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、15,000,000 株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向に

よって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、本発行要項第6項第(2)号乃至第(4)号により、調整されることがあります。）

株価への影響の軽減が可能であること

本新株予約権の行使価額は各行使請求に係る通知を当社が受領した日の直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社普通株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすく、また、下限行使価額が30円（発行決議日前取引日の東京証券取引所の終値の65%の水準）に設定されており、反対に上限行使価額は設定されていないことから、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

本新株予約権には上限行使価額は設定されていないことから、将来的に株価が上昇した場合には、行使価額も対応して上昇します。また取得条項が付されている為、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、不行使期間（ ）を設定しつつ、取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制されます。

（ ） 不行使期間

本買取契約において、当社は、株式購入保証期間（下記「株式購入保証」に記載しております。）中を除く、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を2回まで定めることができます。

1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。

取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を本発行要項第14項第(1)号記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

株式購入保証

本買取契約において、行使期間中、当社は、(i)当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を指定すること、及び()ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は、少なくとも10取引日以上の間隔を空けることを条件として、1回又は複数回、株式購入保証期間の適用を指定することができます。また、株式購入保証期間において、割当予定先は、当社に少なくとも2億円を提供するため、本新株予約権を、その裁量で一回又は複数回に分けて行使するものとされます。

但し、(i)ある株式購入保証期間の初日において2億円分を下回る数の本新株予約権が残存する場合には、割当予定先は、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足り、()ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、本発行要項第14項記載の取得事由に定める取得日又は本買取契約に基づく取得請求権（ ）による取得日のいずれかの日（以下「早期終了日」とい

ます。)が到来する場合、割当予定先は早期終了日時点において2億円に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わないものとされます。

なお、「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して20適格取引日の期間をいい、「適格取引日」とは、以下の全ての事由が存在しない取引日をいうものとします。

- ・ 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、本新株予約権の下限行使価額に1.1を乗じた額以下である場合
- ・ 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、東京証券取引所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から10%以上下落している場合
- ・ 当社普通株式の当該取引日の東京証券取引所における普通取引の売買出来高が、900,000株(但し、本発行要項第6項第第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)以下である場合
- ・ 当該取引日が上記「 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること () 不行使期間」に記載した不行使期間に該当する場合
- ・ 当該取引日より前に割当予定先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が当該行使が効力を生じた日から3取引日を超えて割当予定先に交付されていない、本新株予約権が存在する場合
- ・ 割当予定先による行使が、制限超過行使(本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数(東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。)の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。)に該当する場合
- ・ 本買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は表明保証時点後不正確になった場合
- ・ 当社が本買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合

() 取得請求権

本買取契約には、 いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して本発行要項9項(2)号に定める当初の行使価額の60%(28円)(但し、本発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、 いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、(i)平成26年

10月10日(なお、同日は含みません。)に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、本発行要項第6項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとする。)の50%若しくは、(ii)平成26年10月10日(なお、同日は含みません。)の直後の10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、本発行要項第6項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の50%のいずれか高い方を下回った場合、割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は東京証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも(株式購入保証期間中であるか否かを問いません。)その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨が定められます。なお、当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個当たり発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得するものとされ、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権について割当予定先による取得請求権の行使に基づき当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されないものとされます。

<本新株予約権の主な留意事項>

当初資本調達額が限定的

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に下限行使価額を下回る場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社普通株式の株価が下落する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が行使をしない場合、資金調達額は当初想定した額を下回る可能性もあります。

取得請求権により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合など、割当予定先が本買取契約に定められた取得請求権を行使することにより、調達額が減少する場合があります。

さらに、本買取契約には、以下の内容が含まれます。

・ エクイティ性証券の発行

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り。）を除きます。

・ 優先交渉権に関する条項

本新株予約権の行使期間の満了日、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び本買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から6ヶ月後までの間に、次の()乃至()のいずれかの証券（権利）（以下、本項において「新株及び新株予約権等」といいます。）を当社が第三者に対し発行（当社普通株式の発行に関しては自己株式の処分を含みます。）しようとする場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券（権利）を発行する場合（当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り。）を除きます。）には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。

() 当社の株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）

() 当社の株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）

() 当社の株式又は当社の株式の交付を請求できる新株予約権

割当予定先が当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行いた

します。

・解約条項等

割当予定先は、()本買取契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、()国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、割当予定先の合理的な意見として、本買取契約締結日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する本株式の売却に重大な悪影響が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、()割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、これによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はその具体的なおそれがある場合、()割当予定先が本買取契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに合理的に満足せず、かつ、放棄もされない場合、()当社の表明保証に誤りがあった場合・後発的事情で不正確になった場合、誓約・合意違反の場合、()本発行要項第14項第(2)号に定める事由が発生した場合、()当社について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他これに類似する法的整理手続開始の申立てがあったとき、又は当該手続の開始原因若しくは申立原因(支払不能、支払停止又は債務超過を含む。)となる事実が発生した場合、()当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合、又は()当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、自ら又は第三者を介して、反社会的行為を行い、又は行ったと認められた場合には、当社に通知することにより本買取契約を解約し、本新株予約権の一部又は全部の取得を請求することができる旨、かかる請求を受けた場合、当社が本新株予約権1個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を取得するとともに、当社の責めに起因して割当予定先に生じた損失を補償する旨を合意する予定です。

本新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても割当予定先にとっては行使しやすく、機動的に資金の調達を行えることから、当社の資金需要を満たしつつ、自己資本を増強することが可能であります。当社といたしましては、上記の<本新株予約権の主な留意事項>乃至に比べ、<本新株予約権の主な特徴>乃至に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えており、上記「(2)行使価額修正条項付新株予約権の発行を選択した理由」記載のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

本新株予約権に係る調達資金	696,300,000 円
本新株予約権払込金額の総額	6,300,000 円
本新株予約権の行使価額の総額	690,000,000 円

発行諸費用の概算額	5,000,000 円
差引手取概算額	691,300,000 円

- (注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額 6,300,000 円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額である 690,000,000 円)を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額は、価額算定費用、弁護士費用、登録免許税等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
短期借入金の返済(注) 1.	400 百万円	平成 27 年 3 月、6 月、 9 月
原材料の調達(注) 2.	291 百万円	平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月

- (注) 1. 平成 27 年 9 月期において、当社は金融機関への返済を 915 百万円と予定しております。その内、長期約定返済額以外で、複数の短期借入行と返済額、返済時期で合意している返済に充当いたします。
2. 食品類・酒類事業において、当社グループの製品に関する原材料として、主に大豆、アルコール、容器包装材料等を購入しておりますが、これらの市場動向及び為替動向を踏まえると、今後、これら原材料価格の高騰が予想されるため、その購入資金に充当いたします。購入資金の内訳は大豆(167 百万円)、容器包装材料(32 百万円)、アルコール(16 百万円)、重油などを計画しております。
3. 上記の金額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。行使価額が修正された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
4. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、今回調達する資金は当社の今後の収益の向上及び財務体質の強化に寄与するもので、かかる資金用途は株主価値の向上に資する合理的なもので

あると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本発行要項及びマッコリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社 プルーラス・コンサルティング)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社普通株式の流動性等を考慮し、当社については株式購入保証で定められた金額を満たすまで随時「行使指定」を実施すること並びに取得条項及び行使停止条項については行使価額の修正に上限がないため行使しないとする、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について行使期間にわたって分散的な権利行使がなされること並びに取得請求権(プット・オプション)については株価がその発動条件(当初行使価額の60%を10営業日連続して下回った場合)を満たした場合、残存する本新株予約権の取得をするように当社に請求するものとするを仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を420円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成26年10月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する額とするともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、マッコリー・バンク・リミテッドとの間での協議を経て、10%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(うち会社法上の社外監査役2名)から、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、上記算定根拠

に不合理な点は見受けられず、有利発行に該当しない旨の意見の表明を得ております。当該意見表明は、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額や行使期間等の発行条件、当社普通株式の市場売買高及び株価、株価変動性、配当利回り、無リスク利率等の諸条件及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件並びに当社と割当予定先の行動が考慮されていること、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されていること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 15,000,000 株（議決権数 15,000 個）であり、平成 26 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 68,004,520 株（議決権数 67,863 個）を分母とする希薄化率は 22.06%（議決権の総数に対する割合は 22.10%）に相当します。

しかしながら、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述のとおり短期借入金の返済及び原材料の調達に充当することにより、売上拡大等の効果が現れる見込みである、平成 28 年 9 月期までの間に、資金繰りを安定化し、収益基盤の一層の強化を図れることが見込まれることから、将来的な収益力の増大が期待され、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 15,000,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 2,184,632 株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社が資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であるため、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、発行数量の規模も合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名	称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
-------	---	---

(2) 所在地	No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia		
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H.K.マツキャン(H.K. McCann) CEO G.C.ワード(G.C.Ward)		
(4) 事業内容	商業銀行		
(5) 資本金	A\$ 8,157 million (776,464 百万円) (平成 26 年 3 月 31 日現在)		
(6) 設立年月日	1985 年 2 月 28 日		
(7) 発行済株式数	普通株式 501,561,948 株		
(8) 決算期	3 月 31 日		
(9) 従業員数	13,913 人 (マッコリー・グループ) (平成 26 年 3 月 31 日現在)		
(10) 主要取引先	個人及び法人		
(11) 主要取引銀行			
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 24 年(2012 年) 3 月末	平成 25 年(2013 年) 3 月末	平成 26 年(2014 年) 3 月末
連結純資産	804,074 百万円	849,950 百万円	903,450 百万円
連結総資産	11,809,937 百万円	12,751,700 百万円	13,308,334 百万円
1 株当たり連結純資産(円)	1,603.14	1,694.61	1,801.27
連結純収益	408,587 百万円	451,312 百万円	521,828 百万円
連結営業利益	76,583 百万円	100,935 百万円	132,692 百万円
連結当期純利益	55,507 百万円	66,113 百万円	73,623 百万円

1株当たり連結当期純利益(円)	110.67	131.81	146.79
1株当たり配当金(円)	218.22	246.81	77.76

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA\$レートの仲値で換算し記載しております。

割当予定先は、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリア銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)及びプルーデンス規制機関(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先とのあっせんを行うマッコリーキャピタル証券会社の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。

また、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記資金調達のために記載の事業計画を迅速に実行するためには、当該目的の実現に十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を確保することが必要です。

しかしながら、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、金融機関等からの間接金融による追加での資金調達や公募増資やコミットメント型のライツオフアリングといった広く出資者を募る方法については、難しい状況にあります。

このような状況において、当社としては、経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であるという当社が置かれた状況を勘案し、これらに要する資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、平成25年12月頃から第三者割当による資本性の資金調達を検討してまいりました。当社は、割当予定先の候補を検討していく中で、平成26年4月から5月頃にかけて、投資ファンドとの間で交渉を行いましたが、交渉の結果、当該投資ファンドとの合意には至らなかったものの、当該投資ファンドに係る運営会社から、平成26年5月下旬頃、マッコリー・バンク・リミテッド及びマッコリーキャピタル証券会社を紹介され、同社から本新株予約権の発行条件の提案を受け、当社において検討しました。その結果、当社としては、上記2(2)

「行使価額修正条項付新株予約権の発行を選択した理由」(2)に記載のとおり、本新株予約権の条件について、将来において調達額が減少する可能性はある一方、新株予約権の行使可能性及び希薄化についての抑止策が設けられていること、当社グループの財政状態及び経営成績に関して金融機関と協議を行っており、当該金融機関からは当社の返済実績を評価頂き継続的に支援を得ておりますが、今後とも、金融機関に対する返済を着実に実行する必要があるところ、原材料高騰による調達費用の増加での必要な資金を確保しつつ、平成27年3月以降の金融機関への返済を実行するためには、法定の手續に要する時間も考慮すると、本新株予約権よりもより良い条件により資本性の資金調達を行うことは現時点において難しいものと判断されることから、当社は、マッコリー・バンク・リミテッドを割当予定先として第三者割当による行使価額修正条項の付された本新株予約権の発行を行うことといたしました。

なお、割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッド(Level2, No.1, Martin Place, Sydney NSW2000, Australia 会長 H.K.マツキャン(H.K. McCann))とマッコリーキャピタル証券会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート 日本における代表者 ピーター・イードン・クラーク(Peter Eadon-Clarke))との関係は、互いに資本関係等はないものの、両社ともマッコリー・グループ・リミテッド(オーストラリア証券取引所(ASX)に上場)の完全子会社であり、本件において、マッコリーキャピタル証券会社はマッコリー・バンク・リミテッドによる本新株予約権の買受けのあっせんを行っております。当社はマッコリー・バンク・リミテッド及びマッコリーキャピタル証券会社の担当者との面談を通じて、当社の資金需要等の説明を行い、協議を重ねた結果、世界各地に拠点を構えグローバルに業務を展開しており、平成22年8月から平成26年9月までの期間において日本国内の上場会社15社に対して投資実績のある割当予定先の投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で交渉を行うこととなりました。資金調達に関しては、当社役員が種々の会社からご提案をいただいておりますが、割当予定先及びそのグループ会社であるマッコリーキャピタル証券会社の担当者との協議を進め検討した結果、割当予定先の株式を100%所有するマッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの所有者であるマッコリー・グループ・リミテッドは、同社のホームページによると、1969年の創業以来40年以上にわたり、銀行業務、資金調達、M&Aアドバイザー、投資業務、資産運用などの各種金融サービスを世界28カ国で展開し、世界で上位50社に数えられる資産運用機関として13,600名を超える社員を有するマッコリー・グループの持株会社としてオーストラリア証券取引所(ASX)に上場しており、オーストラリアの大手金融機関であり社会的な信頼が大きいこと、また割当予定先が日本において既に多くの投資実績(平成22年8月から平成26年9月までの期間において日本国内の上場会社15社に対する投資実績)を残しており、本件に関する豊富なノウハウを持

ち合わせていることから、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として選定するに至りました。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要とされていることに加え、本買取契約において、割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、本買取契約に基づく権利・義務、本買取契約上の地位及び本新株予約権を第三者に譲渡しない旨が定められています。

なお、当社役員と割当予定先の代理人であるマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。

また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限する旨を本買取契約にて規定する予定です。

具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意します。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績及び財政状態について平成23年(2011年)度から平成25

年(2013年)度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料であり、平成26年3月31日現在の現金および現金同等物はA\$10,657million(円換算額:1,014,439百万円)、参照為替レート:95.19円(平成26年3月31日時点))を確認しており、払込みおよび本新株予約権の行使に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前(平成26年10月9日現在)	
盛田アセットマネジメント株式会社	7.45%
三菱食品株式会社	7.18%
富春 勇	3.94%
日本証券金融株式会社	3.47%
敷島製パン株式会社	2.46%
株式会社ミツカンサンミ	1.47%
史 鳳琴	1.29%
バンク オブ ニューヨークジーシーエム クライアントアカウント イー ビーディー(常任代理人(株)三菱東京UFJ銀行)	1.13%
バンクオブニューヨーク メロン エスエー エヌバイ フォービーエヌワ イジーシーエム クライアント アカウント イー エルエス シービー (常任代理人(株)三井住友銀行)	1.05%
ジャパン・フード&リカー・アライアンス従業員持株会	0.85%

(注)1. 募集前の大株主及び持株比率は、平成26年3月31日時点の株主名簿を基準としております。

2. 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、市場への影響を常に留意しながらも、比較的短期間で売却する目標であるため、長期保有の方針はない旨確認しておりますので、割当後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本件による平成27年9月期連結業績に与える影響につきましては軽微なものを見込んでおり

ます。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成23年9期	平成24年9期	平成25年9期
連結売上高	26,431百万円	26,318百万円	25,273百万円
連結営業利益又は営業損失 ()	893百万円	578百万円	42百万円
連結経常利益又は経常損失 ()	396百万円	250百万円	699百万円
連結当期純利益又は当期純損失 ()	30百万円	693百万円	5,012百万円
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失 ()(円)	0.47円	10.71円	77.33円
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり連結純資産(円)	130.95円	121.68円	45.03円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成26年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	68,004,520株	100%
現時点の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成 23 年 9 月期	平成 24 年 9 月期	平成 25 年 9 月期
始 値	48 円	38 円	31 円
高 値	57 円	50 円	63 円
安 値	30 円	27 円	28 円
終 値	38 円	31 円	53 円

(注) 各株価は、平成 25 年 7 月 16 日付より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

最近 6 か月間の状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
始 値	44 円	49 円	45 円	47 円	49 円	49 円	48 円
高 値	50 円	51 円	48 円	50 円	49 円	52 円	48 円
安 値	44 円	42 円	44 円	47 円	45 円	47 円	46 円
終 値	49 円	44 円	47 円	48 円	49 円	48 円	46 円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。また、10 月は 9 日の取引終了時点までの実績を記載しております。

発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 10 月 9 日
始 値	47 円
高 値	47 円
安 値	46 円
終 値	46 円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(別紙)発行要項

ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社第1回新株予約権(第三者割当)

発行要項

1. 本新株予約権の名称

ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社第1回新株予約権(第三者割当)(以下「**本新株予約権**」という。)

2. 申込期間

平成26年10月27日

3. 割当日

平成26年10月27日

4. 払込期日

平成26年10月27日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式15,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「**割当株式数**」という。)は1,000株)とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

15,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 420 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 46 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「**取引日**」にあたらぬものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。

(2) 行使価額は30円(但し、第11項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基

準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年10月27日から平成28年10月26日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり420円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に

関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり420円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

15．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16．本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18．新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19．本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 420 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 26 年 10 月 9 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%相当額とした。

20．行使請求受付場所

ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 総務・市場部

21．払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 大阪営業部

22．新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日（但し、かかる取扱いが実務上難しい場合には、4 銀行営業日後の日とする。）に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23．その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上